

名古屋経営短期大学 後援会会則

(名 称)

第 1 条 本会は名古屋経営短期大学後援会と称する。

(会 員)

第 2 条 本会は名古屋経営短期大学に在学する学生の保護者および本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は本学内に置く。

(目 的)

第 4 条 本会は大学家庭並に会員相互の連絡協力により建学の精神に即して善美なる学風の樹立に寄与し本学の目的達成に資するを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は第 4 条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 学生生活環境の向上
2. 学生の奨学（学術研究を含む）
3. 本学と家庭との連絡協調
4. 教職員の研究に対する協力援助
5. 教育施設の助成
6. その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第 6 条 本会の役員および選任方法を次の通りとする。

1. 名誉会長 1 名 本学学長を推戴する
2. 会 長 1 名 総会に於て会員中から選出する
3. 副 会 長 若干名 同上
4. 理 事 若干名 会員から会長これを推薦し総会の同意を得て委嘱する
5. 監 事 2 名 選任は 4 項に同じ
6. 総務事務 若干名 会長これを委嘱する
7. 会 計 若干名 会長これを委嘱する
8. 書 記 1 名 情勢に応じておくことができる

任期は総て 1 年間とし選出は毎年 4 月に行う。ただし重任・再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 7 条 本会役員の仕事は次の通りとする。

1. 会 長 名誉会長と協議し会務を総理する
2. 副 会 長 会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する
3. 理 事 会務の企画運営にあたる
4. 監 事 会計を監査する
5. 総務事務 本会の事務全般を総括し円滑なる運営を図る
6. 会 計 会計事務を司る
7. 書 記 会長並に総務の指示により事務を処理する

(会 議)

第 8 条 本会の主な会議は次の通りとする。

1. 定例総会 毎年1回学年始めに会長これを召集し会務の報告、役員の改選および予算、決算その他必要事項を決議する。
2. 臨時総会 必要に応じ会長これを召集することが出来る。
3. 理 事 会 必要に応じ会長これを召集し予算決算その他重要な事項を議決する。理事会をもって総会にかえる事が出来る。
4. 役 員 会 顧問、会長、副会長、総務、会計、書記をもって構成し必要に応じ会長これを召集する。名誉会長は必要に応じて出席をもとめる。

(経 理)

第 9 条 本会の経費は会費および寄附金をもってこれにあてる。会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

(入会金)

第 1 0 条 入会の際、入会金として金 5, 0 0 0 円を納入する。

(会 費)

第 1 1 条 本会の会員は下記の会費を納める。

会費は年額金 1 8, 0 0 0 円とし年 2 期に納入する。会費の増減は総会に於て議決する。

(簿 冊)

第 1 2 条 本会に次の簿冊を備える。

役員名簿、会計簿、領収書つづり、記録簿

(会則の変更)

第 1 3 条 本会の会則の変更は総会の議決による。

附 則

1. 本会は昭和 4 0 年 4 月より施行する。
2. 昭和 4 1 年 4 月 1 日、会則の一部を改正し同日より施行する。
3. 昭和 4 2 年 4 月、総会に於て一部を改正し同日より施行する。
4. 昭和 4 7 年 5 月、総会に於て一部を改正し昭和 4 8 年 4 月より施行する。
5. 昭和 5 0 年 3 月、理事会に於て一部を改正し昭和 5 0 年 4 月より施行する。
6. 昭和 5 9 年 1 1 月、理事会に於て一部を改正し昭和 6 0 年 4 月より施行する。
7. 平成 1 8 年 2 月、理事会に於て一部を改正し平成 1 8 年 3 月 1 日より施行する。
8. 平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度入学生から適用する。
9. 平成 2 3 年 2 月、理事会に於て一部を改正し平成 2 3 年 4 月より施行する。